

## (16) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、県税の徴収のため差し押さえた債権の取立てに係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をする。

平成24年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

県税の徴収のため差し押さえた債権の取立てに係る訴えの提起について

県税の徴収のため差し押さえた債権の取立てについて、次のとおり訴えを提起する。

### 1 相手方

東京都千代田区 企業

### 2 請求の趣旨

相手方が県税の滞納者に対して負っている過払金返還に係る債務の支払及び訴訟費用の負担を求める。

### 3 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。